

# 地域とつながる「居住地校交流」

～青森県交流籍制度の活用～

住んでいる地域の  
同学年の子ども達  
と交流します



## 地域で学び、地域で育つ教育を！

～障害のある子どもを地域の中で、地域の子どもと一緒に育みます～

県教育委員会では、障害のある人との人が共に学び合い、共に支え合う「共生社会」の実現を目指しています。

このリーフレットは、「共生社会」の実現に向けて特別支援学校の小・中学部に通っている子どもが、住んでいる地域の市町村立の小・中学校に副次的な学籍（青森県では「交流籍」といいます。）を置いて、居住地校交流を行うことを推進することを目的に作成しました。

青森県教育委員会

障害のある子どもの学びを、市町村教育委員会が中心となって、特別支援学校での障害の状態に応じた専門性の高い学習と地域の小・中学校での同年代の友達と関わり合いながらの学習で支えます。

### 県立特別支援学校（在籍校）

本籍



### 居住地校交流



障害のある  
子ども

通 学

### 住んでいる地域の小・中学校 (交流籍校)

交流籍



交 流

### 市町村教育委員会



## 居住地校交流のQ&A

### Q1 交流学習では、どんな学習場面で行われりますか？

A1 交流学習は、例えば、国語や算数・数学などの教科の学習や給食などの日常生活の場面、運動会や学習発表会などの学校行事で行われます。また、小・中学校とインターネットでつなぎ、リアルタイムでやり取りしながら学習に参加することも考えられます。

### Q2 医療的ケアが必要な児童生徒は、居住地校交流ができますか？

A2 事前に小・中学校と対応を十分に検討する必要がありますが、安全に医療的ケアを実施できる環境が整えば、医療的ケアが必要な児童生徒も居住地校交流をすることができます。



### Q3 居住地校交流を希望するときは、どうすればいいですか？

A3 まだ、特別支援学校に入学していない場合は、市町村教育委員会に相談してください。特別支援学校に既に入学（在学）している場合は、在籍している学校（担任）に相談してください。



〈お問い合わせ先〉

○各市町村教育委員会

○各特別支援学校

○県教育庁学校教育課特別支援教育推進室

☎ 017-734-9882

